

(ペット飼育の禁止)

第19条の2 団地建物所有者及び占有者は、専有部分、共用部分の如何を問わず、犬・猫・猿等の動物を飼育してはならない。ただし、専ら専有部分内で、かつ、かご・水槽等内のみで飼育する小鳥（カナリヤ程度の大きさ）・鑑賞用魚類（金魚・熱帯魚等）等を飼育する場合、及び身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、団地建物所有者及び占有者は、グランスクエア一橋学園団地の居住環境へ悪影響を及ぼさないように配慮しなければならない。